

内航一般不定期航路事業 申請案内

1. 登録申請書の提出

登録申請書は、メール、郵送又は持参により提出してください。

《問い合わせ・提出先》

沖縄総合事務局運輸部総務運航課 (TEL:098-866-1836)

〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇地方第二合同庁舎 2 号館 5 階

メールアドレス : tokkyo-yusou.h5d@ogb.cao.go.jp

2. 提出部数

提出部数は正本 1 通です。

事業者控えとして申請書一式を保管してください。

3. 提出書類

(1) 内航一般旅客不定期航路事業登録申請書

(2) 航路図又は水域図

※図面水域上に航路を線引き（色付）し、航路距離、運航時間、航海速度を記入すること。

(3) 【別紙】事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

(4) 【別紙】事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）、その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置

○ 上記施設の使用権限を有している旨の誓約書

(5) 【別紙】密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(6) 使用船舶明細書（第1号様式）

① よう船の場合、契約書又はそれに代わる書類（用船契約書等（写し））

※自己所有船でない場合に必要

② 船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書（写し）

③ 船舶検査証書（写し）

④ 船舶検査手帳（写し）

(7) 船客傷害賠償責任保険証券（写）又は保険契約を締結する計画

※旅客定員1人当たりの保険金額が5,000万円以上であること。

(8) 乗組員の海技免状又は小型船舶操縦免許証（写し）

※使用船舶を操船する者（船長・航海士等）の有効な免状・免許証（写）を提出

してください。

※小型船舶操縦免許については、航行区域に応じた「特定操縦免許講習」を受講済みであること。受講済の場合は、小型船舶操縦免許に「特定」と記載されています。

- (9) 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の事業を営もうとする場合は、当該運送に係る契約書（写し）又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類
- (10) 登録拒否要件に該当しない旨の誓約書（法人・個人）
- (11) 法人である場合は、定款及び登記事項証明書
- (12) 郵送で登録通知書の交付を希望する場合は、返信用封筒（宛先を記載し、¥490分の切手を貼付したもの）

4. 安全管理規定関係

上記手続きの他に、事業の開始・変更等の際には、以下の安全管理規程設定届出書等の提出が必要となります。

- (1) 安全管理規程設定（変更）届出書
- (2) 安全統括管理者選任（変更）届出書
- (3) 運航管理者選任（変更）届出書
- (4) 運航管理補助者選任（変更）届出書
- (5) 不定期航路事業者用安全管理規程審査事前調査事項書

安全管理規定の作成及び様式等は、沖縄総合事務局ホームページを参照してください。

<https://www.ogb.go.jp/nyu/kakusyuu/004409>

《問い合わせ・提出先》

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官（TEL:098-866-1839）

メールアドレス：unnroukann.okinawa.p5h@ogb.cao.go.jp

5. 船員法・船舶職員法・船舶安全法関係

内航一般不定期航路事業に係る申請・届出手続きに際して、事業内容に則した海上運送法以外の各関係法令における手続きの要否についても、必要に応じて所管部署・機関にご相談下さい。

- (1) 船員の配乗について
 - ① 船員法に基づく船員手帳の交付や船員の雇入届出（5トン以上の船舶）
 - ② 小型旅客船の特定教育訓練
 - ③ 船舶職員法に基づく乗り組み基準や海技資格（特定操縦免許など）に関して、

相談や確認したい点がある場合

《問い合わせ先》

①・②について

沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 労働環境・職安係（TEL：098-866-1838）

③について

沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 海技資格係（TEL：098-866-1838）

メールアドレス：sempakuseninka.a7n@ogb.cao.go.jp

(2) 船舶検査について

船舶安全法に基づき交付された船舶検査証書等に記載の条件（航行区域、旅客定員など）に関して相談や確認したい点がある場合、以下の《問い合わせ先》までご相談下さい。

なお、令和7年4月1日以降、令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて「旅客船の総合的な安全・安心対策」の一つとして、安全設備等の義務化が進められております。対象船舶や適用日、経過措置は船舶の航行区域等によって異なりますので、詳細は別添パンフレット及び以下の国土交通省HPをご確認下さい。

【国土交通省HP（旅客船・遊漁船等に対する安全設備等の義務化について）】

URL：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

《問い合わせ先》

●総トン数20トン以上の船舶の場合

沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 監理係（TEL：098-866-1838）

沖縄総合事務局運輸部海事技術専門官（TEL：098-866-1839）

メールアドレス：sempakuseninka.a7n@ogb.cao.go.jp

●小型船舶（総トン数20トン未満）の場合

日本小型船舶検査機構 沖縄支部（TEL：098-863-7002）

5. 標準処理期間

標準処理期間は2か月です。

6. 登録免許税

登録後に登録免許税として15,000円を納付する必要があります。

7. 運賃及び料金並びに運送約款の公示

内航一般不定期航路事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を定め、起終点や寄港地の営業所等に利用者が見やすいように掲示するとともに、船舶にも備え付けて閲覧できるようにしておく必要があります（当局への手続きは不要です。）。

また、ウェブサイトへの掲載も必要となります（内航一般不適航路事業に常時使用する従業員の数が20人以下の場合又は自ら管理するウェブサイトを有していない場合は不要です。）。

➤ [【参考】一般不定期航路事業に係る運送約款（例）](#)

8. 運航実績報告書

毎年度終了後の4月末までに「運航実績報告書（第五号様式）」の提出が必要となります。

➤ [【参考】「運航実績報告書（第五号様式）」](#)

《問い合わせ先》

沖縄総合事務局運輸部総務運航課（TEL:098-866-1836）

〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇地方第二合同庁舎 2号館 5階

メールアドレス：tokkyo-yusou.h5d@ogb.cao.go.jp

・ お問合せは・

〒907-0022 沖縄県石垣市字大川 5 7 2 番地 きいやまハイツ 1階東

オフィス石垣行政書士事務所

TEL:0980-82-3317 FAX:0980-87-7580

Mail：office@yaeyamaocean.com

<http://yaeyamaocean.com/office/>

安全設備等の義務化のお知らせ【改訂版】

義務化の対象となる安全設備等

① 法定無線設備



陸上との通信手段を確保

② 非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

③ 救命いかだ等

(搭載を要しない方法を含む)



冷水中での救助待機を回避

④ 隔壁の水密化等



浸水による沈没防止・退船までの時間確保

適用日

	①法定無線設備 	②非常用位置等 発信装置 	③救命いかだ等 	④隔壁の水密化等 
旅客定員13人 以上の船舶	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日
旅客定員12人 以下の事業船※	令和7年6月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日

※「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

経過措置

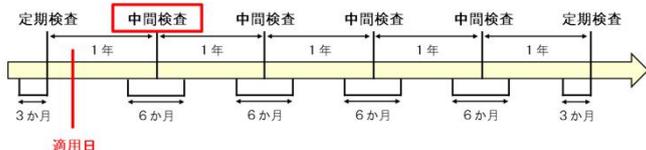
 ① 法定無線設備

 ② 非常用位置等発信装置  ③ 救命いかだ等

 ④ 隔壁の水密化等

➡ 適用日以降最初に迎える中間検査
or 定期検査までに搭載が必要

(例)

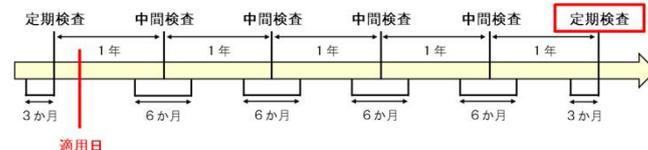


適用日

※上記例は、「旅客船（5トン以上）」の場合のイメージ

➡ 適用日以降最初に迎える定期検査までに
搭載が必要

(例)



適用日

※上記例は、「旅客船（5トン以上）」の場合のイメージ

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。





法定無線設備

●義務化について

- 航行区域に応じ、業務用無線又は衛星電話の搭載を**義務化**※1
- 平水のみ航行する船舶は携帯電話を法定無線設備として**使用可能**※2

- ※1 業務用無線を法定無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要。
- ※2 航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。

<適用日以降の義務化の対象範囲>

表中の赤字が強化・見直し部分

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓湖川港内（琵琶湖を除く）	搭載不要	搭載不要
	✓琵琶湖	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※2	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※2
	✓上記を除く平水区域		
沿海区域	✓2時間限定沿海	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線 又は 衛星電話
	✓沿岸5マイル	業務用無線 又は 衛星電話	
	✓上記を除く沿海区域		

<業務用無線の例>



<衛星電話の例>



非常用位置等発信装置

●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する船舶は、非常用位置等発信装置（EPIRB※1 又は AIS（簡易型（Class-B）を含む）の搭載を**義務化**
- 既に「AIS（簡易型（Class-B）を含む）」又は「EPIRB及びレーダートランスポンダ」を搭載している船舶は、追加の搭載不要

<非常用位置等発信装置の例>



- ※1 AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの（自動浮揚型）に限る。

<適用日以降の義務化の対象範囲>

表中の赤字が強化・見直し部分

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓湖川港内（琵琶湖を除く）	搭載不要	
	✓琵琶湖		
	✓上記を除く平水区域		
沿海区域	✓2時間限定沿海	EPIRB※1 又は AIS（簡易型（Class-B）を含む）※2	
	✓沿岸5マイル		
	✓上記を除く沿海区域	GMDSSにより措置済み	

- ※2 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務。



救命いかだ等

●義務化について

➤ 一定の水温を下回る水域・海域を航行する船舶に対し、以下のいずれかの実施を**義務化**

- A) 救命いかだ等の搭載 又は
- B) 救命いかだ等の搭載を要しない方法

<適用日以降の義務化の対象範囲>

航行区域	①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	変更なし	
✓湖川港内（一部の湖を除く）		
✓一部の湖※1	水温 10℃未満 となる水域を航行する場合 A)又はB)の実施が必要	
✓上記を除く平水区域		
沿海区域	水温 20℃未満 となる海域を航行する場合 A)又はB)の実施が必要 (一部の船舶は 15℃未満)	
✓2時間限定沿海		
✓沿岸5マイル		
✓上記を除く沿海区域※2		

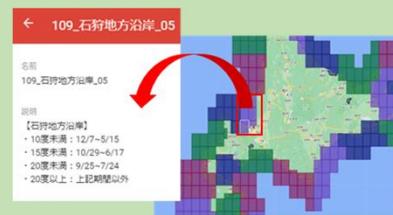
※1 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖。

※2 総トン数20トン以上の大型船の場合、救命いかだ（乗り移り時の落水危険性を軽減させたもの）又は救命艇を搭載。

★水温の確認方法

右記QRコードをスキャンし、各水域の温度をご確認いただけます

<QRコード>



A) 救命いかだ等の搭載

- 乗り移り時の落水危険性を軽減させた**救命いかだ**又は**内部収容型救命浮器**を搭載（救命いかだ等）



(注) 水面から乗り込み場所までの高さが1.2m以上の場合、スライダー等の搭載が必要

救命いかだ等の例

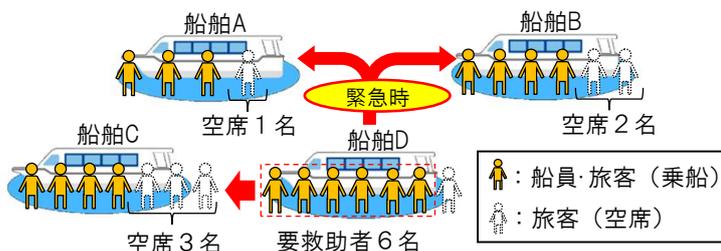
B) 救命いかだ等の搭載を要しない方法

方法の詳細は国交省HPに掲載。また、方法を組み合わせることが可能。適用を希望する場合は、定期検査等の時期に検査機関に申請。

方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行

方法② 伴走船と航行

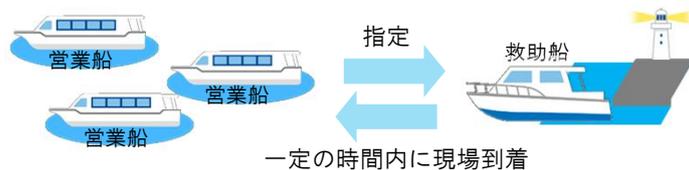
- 出航から帰港まで営業船を**視認**し、早急に救助できる位置を伴走船※が航行
- 伴走船※には、緊急時に「要救助者を搭載する枠」（空席）を確保した上で、**旅客の搭載が可能**
- 船団で航行する場合、他船を伴走船※とすることを認め、船団は**最大4隻**とし、船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算し救助能力を評価



船舶A、B及びCの空席の合計 ≥ 船舶Dの要救助者

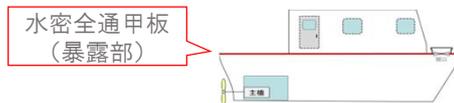
方法③ 救助船を配備

- 事故通報後、**一定の時間内**に現場到着
※水温**15℃以上**は30分以内 水温**10℃以上15℃未満**は10分以内 水温**10℃未満**は5分以内
- 営業船の搭載人員分を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保（救助船※として利用する場合、旅客の搭載は不可）
- 複数の営業船が**同一の救助船※を指定可**



方法④ 船内に浸水しない構造（水温15℃以上に限定）

- 水密全通甲板又は不沈性・安定性を有する構造



方法⑤ 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上に限定）

- 航行区域を母港からの航行距離が5海里を超えない範囲に制限



※検査機関による認定を定期検査前に受けることが必要

【方法②及び③の特例】船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時のみに搭載できる人数を別枠として予め決定。別枠は「要救助者を搭載する枠」として取り扱い可能。



隔壁の水密化等

●義務化について

➤ 限定沿海以遠を航行する船舶に対して新たに以下の設置を**義務化**

- ・ **水密全通甲板** 及び
 - ・ **一区画可浸**（一区画に浸水しても船が沈まないこと）となる**水密隔壁**
- 上記の安全対策が困難な船舶（**現存船**や**5トン未満の小型船**、**適用日から2年以内に建造契約した船舶**）は、以下のいずれかの代替措置での対応も可能
- ・ **浸水警報装置**及び**排水設備**の設置
 - ・ 不沈性及び安定性を有する構造

＜適用日以降の義務化の対象範囲＞

表中の赤字が強化・見直し部分

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓湖川港内（琵琶湖を除く）	変更なし	変更なし
	✓琵琶湖		
	✓上記を除く平水区域		
沿海区域	✓2時間限定沿海	水密全通甲板 及び 水密隔壁（一区画可浸※） （又は 代替措置）	水密全通甲板 及び 水密隔壁（一区画可浸※） （又は 代替措置）
	✓沿岸5マイル		
	✓上記を除く沿海区域	水密全通甲板 及び 水密隔壁（一区画可浸※） （又は 代替措置）	水密全通甲板 及び 水密隔壁（一区画可浸※） （又は 代替措置）

※ 現行規則により損傷時復原性の要件を満たす船舶は措置不要。一区画可浸の浸水計算について、打ち込みによる浸水のおそれがある区画は、満水状態（区画上部まで）での浸水を想定。

●浸水警報装置及び排水設備の設置

➤ **浸水警報装置**※¹ 及び **排水設備**※² を一定の区画に設置する必要があるが、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画（機関室を除く）には設置不要

※¹ 直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画、機関室に設置。

※² ※¹に加え損傷浸水のおそれがある区画に設置（いずれの区画にも使用可能な投げ込み式の排水設備を1個搭載も可）。

【浸水警報装置・排水設備の設置が不要な区画（機関室を除く）】

➤ 以下の区画は、**浸水警報装置及び排水設備の設置が不要**

- ① 一区画可浸となる区画
- ② 区画長さ、乾舷及び深さを考慮して船舶が沈没する可能性が低いとみなし得る区画
- ③ 船首隔壁より前方の区画(現行規則の基準に適合する、最後端が0.08Lfまたは0.13Lの位置のもの)、二重底、二重船殻、燃料タンク、清水タンク、活魚倉、発泡剤等が充填された区画
- ④ 開口がボルト締め等で水密に閉鎖されたボイドスペース
- ⑤ 閉鎖されていない区画であって、放水口又は排水口※により、打ち込んだ水を排出できる区画（和船の暴露部等）

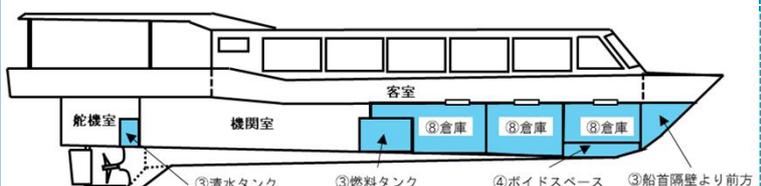
※ 排水口は、閉鎖装置が必要な場合にあっては逆止弁付きの閉鎖装置を備えるものであること。

- ⑥ 船楼、甲板室、二重底、サイドタンク、コファダム等に囲まれて、外部に暴露しない区画（打ち込み・損傷による浸水の可能性が低い区画）

➤ 以下の区画は、**浸水警報装置の設置が不要**（排水設備の設置は必要）

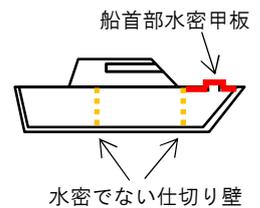
- ⑦ 暴露部の全ての開口の閉鎖装置が、主操舵席より航行中に目視又はカメラ等により確認できる区画
- ⑧ 暴露部の全ての開口の閉鎖装置が、船楼又は甲板室等によって閉鎖されている打ち込みによる浸水の可能性が低い区画

＜浸水警報装置や排水設備の設置が不要な区画のイメージ＞
（着色されているような区画は設置が不要）



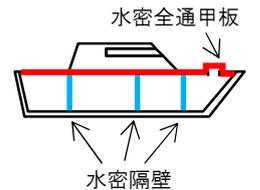
- ①、②は計算により判断。
- ②、④は、現存船と適用日から2年以内に建造契約した船舶のみ使用可能。

現状のルール（限定沿海）



水密隔壁等の設置
（主に**新造船向け**）

- ・ 水密全通甲板の設置
- ・ 一区画可浸となる水密隔壁の設置



又は

代替措置
（主に**既存船向け**）

- ・ 浸水警報装置の設置
- ・ 排水設備の設置 等



浸水警報装置（アラーム）

浸水警報装置（センサー）

排水ポンプ